

不適切事案の再発防止に向けての 指導・監督のあり方について

平成20年5月19日

国土交通省河川局

1 経緯

○平成18年10月31日に中国電力(株)の俣野川発電所の土用ダムに係る報告データの改ざんが明らかになって以降、各電力会社に対し、違反のおそれがある事案を含め、自主点検を求め、平成19年3月14日までに報告がされた。

○各電力会社からの報告について、検討を行い、

①法令遵守意識やチェック体制が不十分であること等が発生原因とする各社の報告を踏まえ、これらの問題点に対応するための再発防止策

②超過取水、無許可改築、データ改ざん等重大な河川法令違反が確認された事案に対する許可の取消、許可取水量の減量、改築命令等の不適切な状態を是正するための措置

について、平成19年5月16日に河川法に基づく監督処分が命じられた。

○当委員会では、多数の不適切事案の判明という新たな状況を踏まえ、再発防止に向けての指導・監督のあり方とともに、許可期間の取扱いをはじめとする発電水利に係る課題について検討を進めることとした。

水力発電をめぐる不適切事案に係る経緯

H18.10/31 中国電力が土用ダムに係るデータ改ざんを認める

11/21 東京電力・北陸電力・関西電力からの工作物改築に係る手続遺漏の報告を踏まえ、現地調査を開始。あわせて、10電力会社に報告データの改ざん及び河川法手続の遺漏について、自主点検を指示(期限:12/20)

H19. 2/14 東京電力及び関西電力から違法取水事案について報告

2/15 上記東電・関電の報告を踏まえ、10電力会社にすべからく河川法違反の点検を指示

3/14 10電力会社から河川法違反(違反の可能性があるものを含む)を点検した結果報告

4/20 不適切な水利使用のあった10電力会社に対する再発防止策と重大な違反事案に係る監督処分の手続を開始

5/16 10電力会社への監督処分を実施

6/22 10電力会社以外の水利使用者の自主点検結果に対する対応を決定

2 監督処分で命じた再発防止策の概要

(1)再発防止策の概要

河川法令を遵守し、不適切事案の再発防止を徹底するため、今後、当面の間、次により、再発防止策を実施すること。

①水利使用に係る適正性の確認体制の整備

組織横断的かつ責任の所在が明確となる体制を1か月以内に構築し、各年度ごとに当該確認体制の実効性を報告すること。

②河川法令の遵守意識の徹底

各年度ごとに、研修等の実施計画を策定し、前年度の実施状況をあわせて報告すること。

③河川法令手続きに係る事前相談の徹底

不適切事案の再発防止と河川管理者との意思疎通の確保のために、事前相談を徹底するとともに、工事計画、工事实績、工事履歴、報告データに係る測定予定表等を国土交通省に報告すること。

④定期的な自己点検の実施

外部専門家を含めた体制により再発防止策が適切に実施されているか否か等について自己点検の上、国土交通省に定期的(原則5年間ごと)に報告すること

(2)各電力会社の対応状況

平成19年6月までに、各電力会社より報告された、水利使用に係る適正性の確認体制の整備状況及び河川法令遵守に向けての平成19年度の研修等の実施計画の概要は次のとおりであった。

①水利使用に係る適正性の確認体制の整備

【組織横断性の確保】

- 本店、支店、支社各レベルで関係部署間での確認・連絡体制の確立
- 関連部署が参加した委員会等の設置 等

【責任の所在が明確となる体制】

- 対応事項ごとに責任部署又は責任者を指定
- 本店、支店、支社各レベルに責任者を指定 等

②河川法令遵守意識の徹底

【社員研修の実施】

- 既存職員・幹部研修にコンプライアンス、企業倫理等の研修・カリキュラムを追加
- 「河川法」「技術者倫理」に関する研修の実施、カリキュラムの追加 等

【社内規定の整備等の取組】

- 河川法申請業務に関するマニュアルの制定
- 業務処理チェックシステムの構築 等

③本店等による現場の状況把握

- 最高経営層及び水力発電に係る各部門のトップによるメッセージ発信及び事業所訪問による意思伝達
- 各部門の品質管理チームによる業務の実施状況の確認において、本店主管部が現場の状況・業務が適正に実施されているかを確認 等

3 不適切事案の再発防止に向けた今後の指導・監督のあり方

(1) 監督処分で命じた再発防止策について

○監督処分で各電力会社に命じた再発防止策の枠組みは、法令遵守の徹底、適正な水利使用の確認体制の構築、河川管理者との情報交換、5年毎の定期点検を柱としており、不適切事案の再発防止を図るため、水利使用者に求める取組として必要な事項であり、妥当なものと評価。

○また、監督処分は当面の間の措置と位置付けられているところ、再発防止の実効を期すためには、各電力会社自身が適正な水利使用を実践することが企業に対する信頼の向上につながるとの意識の向上・風土の構築を目指し、自らの問題として、

- ・適正な水利使用を確保するためのコンプライアンスの徹底
 - ・適時適切に現場の課題を吸い上げ河川管理者に報告の上、必要な措置を実施
 - ・これら一連のプロセスを、第三者の参加した体制で点検・確認するとともに、地元自治体をはじめとする関係者に説明
- という取組を継続していくことが必要。

○各電力会社において自主点検を行い、その結果が平成19年3月までに報告されたところであるが、不適切事案の再発防止の徹底を期すためには、引き続き点検のフォローアップを行い、新たに判明した事案がある場合には、早急に河川管理者に報告することが必要。

(2)再発防止に向けての指導・監督のあり方

各電力会社からは、今後、当面の間、毎年5月末までに前年度の取組状況が報告されることになっているが、その際、不適切事案の再発防止を期すため、河川管理者として、次の点に留意し、適切な指導・監督を行っていくことが必要。

- ①監督処分で命じ、昨年6月に報告された再発防止の取組内容については、現時点では、抽象的なものにとどまっているところ、各年度の取組については、より具体的な内容(例えば、研修については、その内容・参加人員・参加者の意識調査等による効果分析)について確認する。また、必要に応じ、各電力会社の再発防止プロセスに関する社内監査が適切に行われているか否かについて、内部監査部門から確認する。
- ②不適切事案の再発防止を期すためには、各担当者レベルの意識付けにとどまらず、各電力会社からの報告にも盛り込まれているとおり組織全体での意識変革に向けた取組が重要である。このためには、経営トップ・各部門トップによる再発防止に向けての議論、現場実態の把握や定期的なメッセージ発信等の具体的かつ継続的な取組が不可欠であり、これらの実施状況を確認する。
- ③再発防止の取組及びその評価について、適正性・客観性を確認するため、水利使用の各段階(新規・更新の許可申請時、水利使用期間中のデータ測定及び測定結果の確認・報告、現に問題が発生した場合の対応等)において、各電力会社が構築する水利使用の適正性確認体制が具体的に如何に機能しているか、第三者の参加が確保されているか等について確認する。
- ④上記①～③については、河川法に基づく報告と位置付けること等を通じ、説明責任は、電力会社側が負うことを明確にする。

(3)河川管理者の取り組むべき事項

水利使用は、河川という公物の占用の一形態であり、許可を受ける水利使用者が自主的に適正な利用を確保するよう取り組むことが第一義であるが、あわせて、適正な使用が行われていることを随時確認し、必要に応じ、早期に不適切な状態の是正を図ることは、水利使用を許可する河川管理者の責務でもある。このため、河川管理者においても、各電力会社からの再発防止策の取組についての報告を踏まえた指導・監督とあわせ、緊張感を持った関係を構築し、以下の取組を進めることが必要である。

- ①従来の定期的な検査等の規制方策を深化させ、抜き打ち的に行う不定期検査の実施、河川巡視時等の河川管理員の現場指示や河川法に基づく報告徴収の活用、更新時審査の充実・強化に取り組むとともに、今後の課題として、監督処分で命じた再発防止策、各電力会社の自主的な取組及び河川管理者の指導・監督の効果検証を踏まえながら、適正な水利使用を確保するための水利使用許可のあり方に新たな仕組みを導入していく可能性についても、検討を深めていくことが適当である。また、問題点を把握し、適切に是正措置を講じられるよう、組織として技術力の維持・向上や問題意識の共有に努めることも必要である。
- ②不適切事案再発の予防的措置としては、適正な水利使用の確保について第一義的な責務を負う水利使用者の自主的な再発防止への取組を促進させることが肝要であることに照らし、許可手続きの要否に係る事例集の作成を始めとする情報提供や水利使用に係る研修への講師派遣等による協力等指導方策についても、充実・強化を図っていくことが必要である。

- ③上記①・②の取組を進めながら、今後は、事後チェックに重点指向し、不適切事案の内容に応じ、監督処分・河川監理員の指示・是正指導等により適切に対応する。特に、重大な違反や虚偽報告等の悪質な違反に対しては、厳格に対処する。
- ④許可期間の取扱いをはじめ、発電水利に係る課題については、当委員会における意見、発電所所在自治体や電力会社から示された意見を踏まえながら、関係省庁等関係者とも調整しつつ、引き続き検討を進めることとする。